

地区計画の区域内における行為の確約書

令和 年 月 日

青梅市長

殿

住 所

氏 名

都市計画法第58条の2第1項の規定にもとづき届出するにあたり、垣
又はさくの設置については現在なし・未定ですが、今後、設置する際には
地区計画に適合するよう計画し、事前に届出することを確約します。